

高槻市地域防災計画

令和3年2月

高槻市防災会議

本 編 目 次

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 目 的	3
第2節 防災・減災の基本的方針	3
第3節 高槻市の概況	5
第1 自然的条件	
第2 社会的条件	
第4節 災害の想定	7
第1 想定灾害	
第2 地震被害想定	
第5節 関係機関の業務	9
第6節 住民、事業者の基本的責務	19
第1 住民の基本的責務	
第2 事業者の基本的責務	
第3 N P O ・ボランティア等多様な機関との連携	
第7節 計画の修正	21

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化	25
第1 防災空間の整備	
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	
第3 計画的な市街地整備	
第4 土木構造物の耐震対策の推進	
第5 ライフライン災害予防対策	
第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
第2節 建築物の安全化	31
第1 住宅・建築物等の耐震化の促進	
第2 建築物の安全性に関する指導等	
第3 文化財	
第3節 水害予防対策の推進	34
第1 河川の改修	
第2 水害減災対策の推進	
第3 下水道の整備	
第4 農地防災対策	
第4節 土砂災害予防対策の推進	37
第1 土砂災害警戒区域等における防災対策	
第2 山地災害対策	
第3 宅地防災対策	
第4 道路防災対策	
第5節 火災予防対策の推進	39
第1 建築物等の火災予防	

第 2 林野火災予防	
第 6 節 危険物等災害予防対策の推進	41
第 1 危険物災害予防対策	
第 2 高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害予防対策	
第 7 節 放射線災害予防対策	43
第 1 放射線災害予防対策の推進	
第 2 章 災害応急対策・復旧対策への備え	
第 1 節 総合的防災体制の整備	47
第 1 中枢組織体制の整備	
第 2 防災拠点の確保・充実	
第 3 防災資機材等の備蓄	
第 4 防災訓練の実施	
第 5 人材の育成	
第 6 防災に関する調査研究の推進	
第 7 広域防災体制の整備	
第 8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第 9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	
第 10 事業者、ボランティアとの連携	
第 2 節 情報収集伝達体制の整備	55
第 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第 2 情報収集伝達体制の強化	
第 3 災害広報	
第 4 高槻市議会との連携等	
第 5 地震観測体制の整備	
第 3 節 消火・救助・救急体制の整備	60
第 1 消防力及び応援体制	
第 2 連携体制	
第 4 節 災害時医療体制の整備	62
第 1 災害医療の基本的考え方	
第 2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第 3 現地医療体制の整備	
第 4 後方医療体制の整備	
第 5 医薬品等の確保体制の整備	
第 6 患者等搬送体制の確立	
第 7 個別疾病対策	
第 8 関係機関協力体制の確立	
第 9 医療関係者に対する訓練等の実施	
第 5 節 緊急輸送体制の整備	66
第 1 陸上・水上交通路の整備	
第 2 ヘリポートの選定	
第 3 緊急輸送手段の確保	
第 4 交通規制・管制の整備	
第 6 節 避難受入れ体制の整備	68

第 1 避難地、避難路の選定	
第 2 避難地及び避難路の安全性の向上	
第 3 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備	
第 4 避難勧告等の事前準備	
第 5 避難誘導体制の整備	
第 6 被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備	
第 7 応急仮設住宅等の事前準備	
第 8 斜面判定制度の活用	
第 9 広域避難体制の整備	
第 10 罹災証明書の発行体制の整備	
第 7 節 緊急物資確保体制の整備	76
第 1 給水体制の整備	
第 2 食料・生活必需品の確保	
第 8 節 ライフライン確保体制の整備	79
第 1 水道	
第 2 下水道	
第 3 電力	
第 4 ガス	
第 5 電気通信	
第 6 住民への広報	
第 9 節 交通確保体制の整備	84
第 1 鉄軌道施設	
第 2 道路施設	
第 10 節 第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画の推進	85
第 1 計画対象事業	
第 11 節 避難行動要支援者への支援体制の整備	86
第 1 避難行動要支援者に対する支援体制整備	
第 2 二次避難所（福祉避難所）の指定	
第 3 外国人に対する支援体制整備	
第 4 その他の要配慮者に対する配慮	
第 12 節 帰宅困難者支援体制の整備	88
第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第 2 駅周辺における滞留者の対策	
第 3 代替輸送確保の仕組み（バス等）	
第 4 徒歩帰宅者への支援	

第 3 章 地域防災力の向上

第 1 節 防災知識普及計画	93
第 1 防災知識の普及・啓発	
第 2 防災教育	
第 3 消防団等による防災教育	
第 4 災害教訓の伝承	
第 2 節 自主防災体制の整備	97
第 1 地域の自主防災活動	

第 2 事業者による自主防災体制の整備	
第 3 救助活動の支援	
第 4 地区防災計画の策定等	
第 3 節 ボランティア活動の環境整備	101
第 4 節 企業防災の推進	102
第 5 節 市内大学等との連携	104
第 3 編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策	
第 1 部 地震災害応急対策	
第 1 章 初動期の活動	
第 1 節 組織動員	107
第 1 市の組織及び動員体制	
第 2 防災関係機関の組織動員配備体制	
第 2 節 災害情報の収集伝達	111
第 1 情報収集伝達手段の確保	
第 2 情報収集の方法	
第 3 大阪府への報告	
第 4 人的被害状況等の報告	
第 5 異常現象発見時の通報	
第 3 節 災害広報	117
第 1 災害広報	
第 4 節 広域応援等の要請・受入れ・支援	119
第 1 大阪府知事等に対する要請等	
第 2 応援・支援の受入れ体制	
第 5 節 自衛隊（災害）派遣要請	121
第 1 派遣要請の要求	
第 2 災害状況の通知	
第 3 自衛隊の自発的出動基準	
第 4 派遣部隊の受入れ及び活動	
第 5 撤収要請	
第 6 自衛隊派遣要請系統図	
第 6 節 災害緊急事態	123
第 7 節 消火・救助・救急活動	124
第 1 市・消防本部	
第 2 消防署・消防団の活動	
第 3 相互応援	
第 4 各機関による連絡会議の設置	
第 5 自主防災組織づくりの推進	
第 6 慘事ストレス対策	
第 8 節 医療救護活動	127
第 1 医療情報の収集・提供活動	
第 2 現地医療対策	
第 3 後方医療対策	
第 4 医薬品等の確保・供給活動	

第5 個別疾病対策	
第9節 避難誘導	129
第1 避難勧告等の発令	
第2 住民への周知	
第3 避難者の誘導等	
第4 警戒区域の設定	
第5 指定避難所の開設	
第6 広域一時滞在	
第10節 二次災害の防止	132
第1 公共土木施設等	
第2 建築物及び宅地	
第3 危険物等	
第11節 交通規制・緊急輸送活動	134
第1 陸上交通路の確保	
第2 水上輸送	
第3 航空輸送	
第4 緊急輸送手段の確保	
第5 交通規制・管制の実施	
第12節 ライフラインの緊急対応	137
第1 被害状況の報告	
第2 各事業所における対応	
第13節 交通の安全確保	138
第1 被害状況の報告	
第2 各施設管理者における対応	

第2章 応急・復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用	141
第1 災害救助法による実施内容	
第2 災害救助法の適用手続	
第2節 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営	142
第1 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設	
第2 指定避難所の運営	
第3節 緊急物資の供給	146
第1 給水活動	
第2 食料・生活必需品の供給	
第4節 保健衛生活動	148
第1 防疫活動	
第2 食品及び環境衛生監視活動	
第3 被災者の健康維持活動	
第4 応援要請	
第5 動物保護等の実施	
第5節 避難行動要支援者への支援	151
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	

第 6 節	社会秩序の維持	153
第 1	住民への呼びかけ	
第 2	警防活動及び警戒活動の強化	
第 3	物価の安定等、物資対策	
第 7 節	ライフラインの確保	155
第 1	水道	
第 2	下水道	
第 3	電力	
第 4	ガス	
第 5	電気通信	
第 8 節	交通の機能確保	158
第 1	障害物の除去	
第 2	各施設管理者における復旧	
第 9 節	農林関係応急対策	161
第 1	農地等	
第 2	山林等	
第 3	農林業用施設	
第 4	治山対策	
第 10 節	住宅の応急確保	162
第 1	被災住宅の応急修理	
第 2	住居障害物の除去	
第 3	応急仮設住宅の建設	
第 4	みなし応急仮設住宅	
第 5	公共住宅への一時入居	
第 6	住宅に関する相談窓口の設置等	
第 7	建設用資機材等の調達	
第 11 節	応急教育等	164
第 1	教育施設等の応急復旧	
第 2	応急教育体制の確立	
第 3	就学援助等	
第 4	文化財の応急対策	
第 12 節	廃棄物の処理	166
第 1	し尿処理	
第 2	ごみ処理	
第 3	災害廃棄物処理	
第 13 節	遺体対策	168
第 1	初期活動	
第 2	遺体の処置	
第 3	遺体の身元確認	
第 4	火葬の執行	
第 14 節	自発的支援の受入れ	170
第 1	災害発生時におけるボランティアの活動	
第 2	義援金品の受付及び配分	
第 3	海外からの支援の受入れ	

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進	177
第1 被害の調査	
第2 公共施設等の復旧	
第3 激甚災害の指定	
第4 激甚災害指定による財政援助	
第5 特定大規模災害	
第2節 被災者の生活確保	178
第1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け	
第2 災害見舞金等	
第3 府生活福祉資金	
第4 被災者生活支援金	
第5 罷災証明書の交付	
第6 被災者台帳の作成	
第7 市府民税等の減免措置等	
第8 雇用機会の確保	
第9 住宅の確保	
第3節 中小企業の復興支援	184
第1 市の措置	
第4節 農林関係者の復興支援	184
第1 市の措置	

第2章 復興の基本方針

復興の基本方針	187
第1 基本方針の決定	
第2 復興の推進	
第3 復興対策本部・被災者支援対策会議の設置	
第4 復興計画の策定	
第5 復興計画で定める事項	

第3部 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則

総則	191
第1 目的	
第2 基本方針	
第3 東海地震注意報発令時の措置	
第4 警戒宣言が発せられたときの措置	

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則	195
第1 推進計画の目的	
第2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	

第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第2節 関係者との連絡協力の確保	196
第1 資機材、人員等の配備手配	
第2 他機関に対する応援要請	
第3 帰宅困難者への対応	
第3節 南海トラフ地震関連情報発表時の措置	198
第1 南海トラフ地震関連情報の種類及び発表条件について	
第4節 南海トラフ地震関連情報（調査中）が発表された場合の措置	199
第1 配備体制	
第5節 南海トラフ地震関連情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置	200
第1 配備体制	
第2 災害応急対策をとるべき期間等	
第3 市の措置	
第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置	201
第1 配備体制	
第2 災害応急対策をとるべき期間等	
第3 市の管理施設に対する措置	
第4 市民への広報	
第5 水道	
第6 電力	
第7 ガス	
第8 電気通信	
第9 警備対策	
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	204
第1 計画対象事業	
第8節 防災訓練計画	204
第1 防災訓練の実施	
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	205
第1 市職員に対する防災知識の普及	
第2 住民への広報	
第3 児童生徒に対する教育	
第4 防災上重要な施設管理者に対する教育	
第10節 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	206
第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	
第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応	

第4編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策

第1部 風水害等応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達	209
第1 気象予警報等の伝達	
第2節 組織動員	217
第1 市の組織動員配備体制	
第2 防災関係機関の組織動員配備体制	
第3節 警戒活動	221
第1 気象観測情報の収集伝達	
第2 洪水予報、水位到達情報、水防警報及び水防情報	
第3 水防活動	
第4 土砂災害警戒活動	
第5 住民への周知	
第6 ライフライン・交通等警戒活動	
第7 異常現象発見時の通報	
第4節 避難誘導	231
第1 避難勧告等の発令	
第2 警戒区域の設定	

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達	237
第1 情報収集伝達の手段の確保	
第2 情報収集の方法	
第3 大阪府への報告	
第2節 災害広報	238
第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援	238
第4節 自衛隊（災害）派遣要請	238
第5節 消火・救助・救急活動	239
第1 市・消防本部	
第2 消防署・消防団の活動	
第3 各機関による連絡会議の設置	
第4 自主防災組織等	
第5 惨事ストレス対策	
第6節 医療救護活動	240
第7節 交通規制・緊急輸送活動	240
第8節 公共土木施設等・建築物応急対策	241
第1 公共土木施設等	
第2 公共建築物	
第3 応急工事	
第9節 ライフラインの確保	242
第1 水道	
第2 下水道	
第3 電力	

第 4 ガス	
第 5 電気通信	
第 10 節 交通の確保	244
第 1 交通の安全確保	
第 2 交通の機能確保	
第 11 節 農林関係応急対策	245
第 1 農地等	
第 2 山林等	
第 3 農林業用施設	
第 12 節 災害救助法の適用	245
第 13 節 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営	246
第 14 節 緊急物資の供給	246
第 1 給水活動	
第 2 食料・生活必需品の供給	
第 15 節 保健衛生活動	246
第 16 節 避難行動要支援者への支援	246
第 17 節 社会秩序の維持	247
第 18 節 住宅の応急確保	247
第 19 節 応急教育等	247
第 20 節 廃棄物の処理	247
第 21 節 遺体対策	248
第 22 節 自発的支援の受入れ	248

第3章 その他災害応急対策

第 1 節 林野火災等応急対策	251
第 1 火災の警戒	
第 2 林野火災	
第 2 節 高層建築物、地下街災害応急対策	253
第 1 市・消防本部	
第 2 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部	
第 3 節 危険物等災害応急対策	255
第 1 危険物災害応急対策	
第 2 高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害応急対策	
第 4 節 放射線災害応急対策	257
第 1 災害状況の報告	
第 2 災害時の連絡体制	
第 3 広報	
第 4 住民の避難等及び立入制限	
第 5 災害時における消防活動	
第 6 その他	
第 5 節 その他災害応急対策	260
第 6 節 災害対策本部の設置	260

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進	263
第2節 被災者の生活確保	263
第3節 中小企業の復興支援	263
第4節 農林関係者の復興支援	263

第2章 復興の基本方針

復興の基本方針	267
---------	-----

